平成２１年（フ）第１００５号
千葉市花見川区南花園１丁目２番25号　西村方
債務者　浅野　幸二
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２９０号
福岡県うきは市浮羽町田篭527番地
債務者　佐藤比佐美（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３１８号
福岡県久留米市高良内町4407番地１　シティベール高良内Ｂ211号
債務者　吉田　知未
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３２０号
福岡県久留米市津福本町491番地６
債務者　上床勇太郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３６２号
福岡県久留米市国分町2019番地14
債務者　辻　　理香
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３６号
大分県佐伯市若宮町１番64号　若宮コーポ101号
債務者　泉　　龍二
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第４５７号
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目10番５号
債務者　村下　信一
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５９号
岩手県釜石市平田第３地割30番地４
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４８号
仙台市青葉区藤松10番６号
債務者　児玉　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５３号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目３番22号
債務者　加藤　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５８号
仙台市太白区山田北前町41番27号
債務者　伊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６０号
仙台市泉区住吉台西２丁目20番地の２
債務者　柳沼　　孝
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６１号
仙台市泉区住吉台西２丁目20番地の２
債務者　柳沼　友子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３５５号
秋田市土崎港南１丁目１番15号　港湾荘３号
債務者　滝沢　理佳（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９２号
福島市北沢又字稲荷前２番地　市住７―32
債務者　引地　　忍
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２９４号
福島市飯野町明治字南小戸明利31番地
債務者　大内　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５４号
福島県南相馬市原町区桜井町２丁目25番地の１
債務者　佐藤　友孝
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１９０号
茨城県結城郡八千代町大字平塚4633番地
債務者　石塚　正治
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部